議案第56号

桐生市市税条例の一部を改正する条例案

桐生市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月26日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市市税条例の一部を改正する条例

桐生市市税条例(平成10年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象 扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項及び 第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条 第2項の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 この条例による改正後の桐生市市税条例(以下「新条例」という。)第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の桐生市市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。
- 2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人 の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従 前の例による。

議 案 説 明

議案第56号 桐生市市税条例の一部を改正する条例案

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税について所要の改正を行おうとするものです。